

投資一任契約の契約締結前交付書面 (Mirai Value)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定により交付するものです。)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

この書面には、「Mirai Value (ミライバリュー)」(以下「MVサービス」といいます。)にかかると投資一任契約を締結していただき MV サービスをご利用いただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点をご契約前にご確認ください。

投資一任契約とは、お客さまから当社に金融商品の価値等の分析に基づく投資判断および取引を行う権限を一任していただく契約です。当社はお客さまに一任していただいた権限に基づいてお客さまのご契約資産を有価証券へ投資します。この投資による損益はお客さまに帰属します。

手数料など諸費用について

- ・ 投資一任契約に基づく運用を行うにあたっては、「【別表】「Mirai Value」にかかるとお客さまの費用について」に規定する算出の方法等により投資顧問報酬をいただきます。
- ・ 投資一任契約に基づく個々の有価証券取引を行うにあたっては、売買手数料等は無料となります。
- ・ 国内投資信託へ投資を行う場合、原則、信託報酬等の諸費用がかかります。投資対象とする各ファンドにかかる諸費用の詳細については、別途交付する目論見書(および補完書面)をご覧ください。なお、各ファンドにかかる諸費用の合計額については、保有期間等に応じて異なることがあり、表示できません。

「Mirai Value」のお取引にあたってのリスクについて

- ・ MV サービスは、投資一任契約により当社がお客さまに代わって運用を行いますが、これらの運用成果はすべてお客さまに帰属します。
- ・ MV サービスにおける運用は、株式・公社債・不動産投資信託等の有価証券等(いずれも外貨建てのものを含みます。)を最終投資先とする投資信託にて行います。
- ・ 投資信託の価額は、株式相場・金利水準・為替相場・不動産相場・商品相場等の変動、実質的に投資している有価証券等の発行体の倒産や財務状況または信用状況の悪化等の影響に伴い変動します。したがって、運用成果によっては損失を被り、投資元本を割込むおそれがあります。

- ・ 投資信託の主なリスクには、「価格変動リスク」「金利変動リスク」「信用リスク」「為替変動リスク」「流動性リスク」「カントリー・リスク」等があります。
- ・ MV サービスでは、お客さまのお申込による、もしくは、資産配分比率の調整による売買が行われている場合、新たな減額や全売却等のお申込みを受付けることができない期間があります。そのため、その期間において、投資信託の価額が下落することがあります。

投資一任契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

投資一任契約の締結に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

(注) 本書面は、金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家に該当するお客さまにも交付しています。

投資一任契約にかかる金融商品取引契約の概要

投資一任契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断を当社に一任していただき、当社がお客さまに代わり有価証券（金融商品取引法第2条に規定される有価証券）に対する投資の指図を行う契約です。当社の投資判断に基づく運用の成果は、すべてお客さまに帰属します。

投資一任の範囲および投資の実行に関する事項

お客さまは金融商品等の価値等の分析に基づく投資判断の全部および投資を行うにあたって必要となる権限を当社へ一任していただきます。当社はお客さまと文書により合意した内容の範囲内で、一任していただいた権限を行使し、ご契約資産の運用を行います。

投資の方法および取引の種類

当社はお客さまから一任を受け有価証券の投資判断を行うにあたり、お客さまの投資意向（投資目的、リスク許容度等）を踏まえた、当社の投資判断者による適合性、安全性、運用体制、管理体制等の観点からの有価証券および運用業者等の多角的な分析・評価に基づき投資対象を選定します。

取引の決済方法は、投資対象とする有価証券取引の契約締結前交付書面に記載された方法によります。

取引の種類については、原則として以下によります。

投資信託：

- ・ 募集の取扱い
- ・ 換金（解約）の受付
- ・ 分配金・償還金のお支払い（分配金再投資を含みます）

運用の基本方針

MV サービスによる運用においては、当社が提供するお客さまのリスク特性診断をもとに、お客さまが選択したリスクレベルに応じて、グローバル市場で代表的な投資対象に国際分散投資し、リスク水準に配慮しながら中長期にわたり資産の安定的な成長を目指します。

投資判断者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 投資顧問部長 宮本 諭

当社は適宜投資判断者を追加、削除または変更することができます。この場合、当社はお客さまに事後速やかに通知を行うものとします。

投資一任契約に関する租税の概要

個人のお客さまに対する課税（譲渡に関する課税関係）は、以下によります。

1. 税率と課税方法

「Mirai Value」の譲渡益（換金による利益）は、通常の公募投資信託と同様、税率 20.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の申告分離課税となります。

2. 譲渡損益の計算

譲渡益（上場株式等の譲渡所得等の金額）は、「譲渡収入金額」から「取得費および必要経費」を差引いた金額となります。

「Mirai Value」では、投資一任契約に基づき当社の裁量により投資信託の取得および譲渡を行いますので、これに伴い取得価額が変動し、譲渡による利益も変動します。

3. 所得区分

「Mirai Value」の投資一任契約に基づく譲渡益は、一般的に「上場株式等の譲渡所得等」のうち「上場株式等に係る雑所得」として取扱われます。「上場株式等に係る譲渡所得」、「上場株式等に係る雑所得」、「上場株式等に係る事業所得」の間で損益通算し、通算した後の金額が「上場株式等の譲渡所得等」の金額となります。

（注）株式等の譲渡が営利を目的として継続的に行われている場合は雑所得または事業所得（※）、それ以外の譲渡（通常のお客さまの投資判断による売買等）であれば譲渡所得となり、これらをまとめて「上場株式等に係る譲渡所得等」といいます。各所得の間で損益通算し、損益通算後に残った金額が「上場株式等に係る譲渡所得等」の金額となります。

※株式等の譲渡による事業所得、雑所得は「上場株式等に係る譲渡所得等」として申告分離課税の対象となるものであり、総合課税の雑所得、事業所得とは異なる所得区分です。

4. 譲渡損益の計算における「必要経費」

「上場株式等に係る譲渡所得等」のうち、譲渡所得、雑所得、事業所得のどの所得として課税されるかによって取扱いの違いが生じます。「Mirai Value」の投資一任契約に基づく譲渡益を「上場株式等に係る雑所得」として取扱う場合、投資顧問料および口座管理手数料は必要経費として所得の金額から控除することができます。投資顧問料および口座管理手数料は、当社の特定口座での計算対象に含まれていないため、これらを必要経費に算入するためには確定申告が必要です。

5. 確定申告について

(1)「Mirai Value」を「源泉徴収ありの特定口座」でお預りしている場合
お客さまに代わって当社が譲渡益に対する納税を代行しますので、確定申告は不要です。但し、以下のような場合は確定申告が必要となります。

・年末における当該特定口座の取引結果が譲渡損失となり、その損失を他の口座で生じた譲渡益や配当等と通算する場合

・年末における当該特定口座の取引結果が譲渡損失となり、その損失を翌年以後に繰越す場合

・年末における当該特定口座の取引結果が譲渡益となり、その譲渡益と他の口座で生じた譲渡損失を
通算する場合

(2)「Mirai Value」を「源泉徴収ありの特定口座」以外の口座でお預りしている場合

・年末における当該口座の取引結果が譲渡益となった場合は、原則として確定申告による納税が必要
となります。

・年末における当該特定口座の取引結果が譲渡損失となり、その損失を他の口座の譲渡益・配当等と
通算する場合や、損失の繰越控除をする場合も、確定申告が必要です。

いずれの口座においても、前記のとおり投資顧問料および口座管理手数料を必要経費として所得の
金額から控除する場合には確定申告が必要です。

確定申告により配偶者控除や扶養控除、国民年金保険料や後期高齢者の医療費窓口負担割合の判定
等に影響する場合がありますのでご注意ください。

上記は2020年12月現在の税法等に基づき作成されたものであり、今後税制改正等が行われた場合
には上記内容は変更となることがあります。

実際の取扱いについては税務署または税理士等の専門家にお問合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品
取引業、同第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業および同第4項の規定に基づく投資運用業で
す。当社において投資一任契約に基づく運用を行う場合は、当社は当社の投資判断に基づき、お客さ
まの計算による取引を行います。ご契約資産に対してお客さまの判断によるご注文をお受けするこ
とはできません。

投資一任契約の解約事由

お客さまと当社の間で締結する投資一任契約は、以下の場合解約となります。

・お客さまが当社所定の方法により、契約の解約を当社に申出た場合

・MVサービスに関して、「証券取引約款（個人のお客さま用）」、「MRF（マネー・リザーブ・ファン
ド）累積投資約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、「オンライントレード電
子交付サービス利用規定」及び「オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定」に定める
解約事由が発生した場合

・親口座を利用する取引に関して、「証券取引約款（個人のお客さま用）」、「MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款」及び「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」に定める解約事由が発生した場合

・お客さまに以下の事由が生じた場合

①お客さまの死亡にかかる届出を当社が確認した場合

②お客さまが日本に居住しない旨の届出があった場合、またはお客さまが日本に居住しないこととなったことを当社が確認した場合

③お客さまが破産手続の開始の決定を受けたことを当社が確認した場合

④上記①から③のほか、本契約を継続し難いものと当社が判断した場合

・お客さまが当社への通知を行わないまま転居した等の事由により、当社から送付した郵便物が不着となった後、当社が定める一定の期間が経過した場合

・やむを得ない事情により、MVサービスの提供を継続し難いものと当社が判断した場合

外部監査等について

1. 受託業務にかかる内部統制の保証業務について

・受託業務にかかる内部統制の保証業務の有無：無

（注）当社は、当社が行う投資一任業務のうち、信託銀行がお客さまの資産管理の信託を受けているものを対象として、2019年1月1日から2019年12月31日を保証業務の対象期間とする外部監査を受けていますが、MVサービスにかかる投資一任業務は上記の対象ではありません。

2. グローバル投資パフォーマンス基準準拠の検証業務について

・グローバル投資パフォーマンス基準準拠の検証業務の有無：無

3. 財務諸表監査について

・財務諸表監査の有無：有

・財務諸表監査の概要

（1）監査人の名称：有限責任監査法人トーマツ

（2）財務諸表監査の対象事業年度：第10期（2019年4月1日から2020年3月31日）

（3）監査意見の類型（無限定適正意見／限定付適正意見／不適正意見／意見不表明）

※会社法第436条第2項第1号に基づく会計監査人監査：無限定適正意見

・追記情報（強調事項区分／その他の事項区分）がある場合は、その内容：無

留意事項：

上記の「財務諸表監査の概要」は、当社が、監査の対象とその結果の概要を要約して記載したものです。外部監査人からは、この書面をご覧になる皆様に、以下のように「財務諸表監査」の性質を十分にご理解いただくことが必要になる旨の説明を受けております。

「財務諸表監査の意見は、運用報告書に記載された財務数値それ自体を保証するものではありません。」

なお、上記の「財務諸表監査の概要」の記載を適切にご理解いただくために、その記載の基礎となった監査報告書および対象となる財務諸表を直接ご参照いただき、そこに記載された監査の前提および対象とする財務諸表の範囲について、十分にご理解いただくことが必要であると考えております。

当社においては、上記の外部監査人との合意の下、当社に資産運用業務を委託されているお客さまに対して、監査報告書およびその対象となる財務諸表をご要望に応じて配布しております。

当社に資産運用業務を委託されているお客さまにおかれましては、ご要望がございます場合、当社にご一報ください。

4. 内部統制監査について

- ・ 財務報告にかかる内部統制の監査の有無：無

当社の概要（2020年12月21日現在）

○当社の商号等：

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2336号

本店所在地 〒100-8127 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

○加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

○指定紛争解決機関：特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

○資本金：405億円

○主な事業：金融商品取引業

○設立年月日：2009年12月1日

○連絡先：お取引のある部店までご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

お客さま相談室：03-6742-4900（受付時間 平日9:00～17:00）

※お客さま相談室では、お手続き、ご注文、株価照会、商品内容の詳しいご説明、投資相談はお受けできませんのでご了承ください。

お問合せ窓口

お客さま相談室：0120-583-703（受付時間 平日9:00～17:00）

金融ADR制度のご案内

○「金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」とは、お客さまと金融機関との紛争について、裁判手続以外の方法で迅速な解決を目指す制度です。

○裁判手続に比べ短時間・低コストで、中立・公正な専門家を擁する金融ADR機関（指定紛争解決機関）が、当事者間の話し合いによる解決に努めます。

○当社における株式や投資信託等の取引に関する苦情・紛争の解決につきましては、金融商品取引法に基づく指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（略称：FINMAC（フィンマック）」をご利用いただくことができます。

○裁判手続は事実関係の認定や判決等の内容に一定の強制力を有していますが、金融ADR制度は紛争当事者双方の話し合いにより解決を目指す制度のため、お客さまと金融機関の双方の歩み寄りが見られない場合には不調に終わる（和解できない）場合があります。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

・住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

・電話番号：0120-64-5005（受付時間 平日9:00～17:00）

※FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

【別表】「Mirai Value」にかかるお客さまの費用について

<直接費用>

お客さまは、以下の定めにより、投資一任サービスの投資一任運用にかかる報酬として「投資顧問料」及び「口座管理手数料」（以下合わせて「報酬」といいます。）を当社に対して支払うものとします。

1. 報酬料率（年率）

- ・ 投資顧問料 : 0.25%（税抜）、0.275%（税込）
- ・ 口座管理手数料 : 0.75%（税抜）、0.825%（税込）
- ・ 合計 : 1.00%（税抜）、1.100%（税込）

2. 金額の計算方法（1日あたり）

投資顧問料および口座管理料のそれぞれにつき、日々の運用資産の時価評価額に投資顧問料および口座管理料の各報酬料率（税込）を乗じ、365日（閏年は366日）で除して得られた額（小数点以下第9位を切捨て）とします。

3. 支払時期・支払方法

原則として、各月の月初（但し、運用開始日の属する月においては運用開始日）から月末（但し、全売却に伴う投信最終受渡日（全売却に伴う、運用資産で組入れている複数の投資信託の売却に係る受渡日のうち、最も遅い受渡日のことをいいます。以下、同様。）の前日が属する月においては当該投信最終受渡日の前日）までの日々の各報酬の合計額（円未満切捨て）を翌月第一営業日（但し、全売却に伴う投信最終受渡日が属する月においては当該投信最終受渡日）に、運用資産として管理しているMRF又はお預り金より引落とします。

※消費税率は10%で計算しています。税制等の変更により、税率が変更された場合は、変更後の税率によります。

※税込料率は最大値となります。

※運用資産の時価評価額はMRF・お預り金が含まれた金額とします。

<間接費用>

投資対象とする国内公募投資信託及び MRF について、当該投資信託の約款の定めにしたがい、お客さまの負担する費用が発生します。詳細は各投資信託の目論見書等に記載されます。

運用管理費用（信託報酬）は上限 0.22%（年率・税込）となります。但し、MRF については上限 1.02%（年率・税込）となります。運用管理費用の他に信託事務の諸費用（監査費用を含む）が各投資信託（MRF を除く）に一律、上限 0.11%（年率・税込）がかかります。また、別途、各投資信託（MRF を含む）が投資対象とする有価証券にかかる売買委託手数料や外国での保管費用等の費用が発生しますが、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に具体的な料率、金額を示すことができません。

なお、投資一任契約に基づく個々の有価証券取引を行うにあたっては、売買手数料等は無料となります。

以上

9000-0031 (21.02)